

# 伸びよう 伸ばそう 青少年

安城市青少年愛護センター  
(安城市青少年の家内)

〒446-0061 安城市新田町池田上1番地  
TEL (0566)76-3432  
FAX (0566)76-1131



1人で悩まずに、誰かに相談  
したり、一緒に活動してみま  
せんか？



不登校や引きこもり、発達に不安がある子どもの事で悩んでいませんか？近所の方にはなかなか相談できないお気持ちはわかりますが、家庭内で解決することが難しく、いたずらに時間が過ぎ、解決がより難しくなることも多いのが実態です。

安城市内には、困難を抱える若者を支援する、様々な市民団体や行政組織があります。1人で悩まずに、思い切って相談してみませんか？

◎義務教育期間中の不登校の子どもの居場所  
◎安城市教育センター ふれあい学級  
横山町下毛賀知13-1 ☎7619674

市内在住の不登校の小・中学生を、自立や登校に向けて支援する適応指導教室。  
◎でむしハウス  
主に不登校の小・中学生の居場所。4月から月一回安城市中部福祉センター(新田町新栄84-1、☎7610090)で開催予定。  
◎主に義務教育終了後の引きこもりなどの子ども達の居場所  
◎川の会  
☎090-9898-0410 (堀直子)  
不登校、ひきこもり、発達障害

等の若者たちの居場所。月一回主に祝日開催。  
◎特定非営利法人リネープル・若者セーフティネット  
今池町3丁目5-2  
☎090-2349-7663 (荒川陽子)  
概ね30歳までの若者の居場所。仕事体験や仕事請負も実施。  
◎精神に障がいを持つ方の居場所  
◎陽なた(ぶなの木福祉会)  
朝日町22番3号 ☎91-1082  
火・土曜日10時~17時30分  
◎不登校・引きこもりの子どもを持つ親の会等  
◎ほかほかかい  
主に高校生以上の不登校やひきこもりの子どもを持つ保護者の会。毎月第3日曜日の午後、刈谷市を中心に活動。安城市での開催もあり。  
◎北中親の会 P.I.C.A.N  
主に中学校の不登校生徒の保護者の会。北中以外の保護者も参加可。原則として毎月第3木曜日、中部公民館(☎7418570)で活動。  
◎サロンDeでむし  
主に不登校の小・中学生生徒保護者の情報交換の場。4月から安城市中部福祉センター(新田町新栄84-1、☎7610090)で月一回開催予定。

◎障害のない方の就労支援  
◎特定非営利法人育て上げネット  
朝日町14-1 朝日ビル3階  
☎95-3137  
45歳までの若者とその家族を対象に、相談・支援を行う。  
◎障害のある方の就労支援  
いづれの団体も、原則18~65歳未満の方が対象。  
◎特定非営利活動法人くるくる  
今池町1丁目23-9 ☎95-5777  
◎アイエスエフネットライフ安城  
桜井町大谷田38-1 岡田ビル1F  
☎73-7605  
◎くれよん  
安城市安城町宮前106-1 ☎45-5767  
◎子供の活動支援  
◎特定非営利活動法人 5-CH A  
緑町2-16-10  
☎090-4236-6808  
発達に問題を抱える子どもたち、スポーツや文化活動の機会を提供。  
◎特定非営利活動法人安城まちな学校  
横山町浜畔上33-1 M.C.S.K  
エアビル1 ☎7619900  
小学生以上の不登校児童経験者や障がい者およびニート青年にアート体験・農作業体験を実施。  
◎様々な悩みの相談  
◎チャイルドラインみかわ  
(☎0120-99-7777  
毎日16時~21時18歳までの子どもとの悩み相談。運営:NPO法人 おやこでのびっこ安城(安城町宮前107 けいめいハウス内1階 ☎77-7085)

◎子ども発達支援センター  
18歳までの、発達に問題がある子どもの相談と支援。旧中央図書館を改修し、今年7月17日にオープン予定。  
◎安城市子育て支援課児童家庭係市役所本庁舎1階 ☎71-2229  
児童虐待・DV被害者の相談と支援。刈谷児童相談センター(☎22-7111)でも受付。  
◎安城市社会福祉課自立支援係市役所北庁舎1階 ☎71-2224  
経済的に困窮した方の相談と、就労・自立の支援。  
◎安城市教育センター  
横山町下毛賀知13-1 ☎7619674  
市内在住の小・中学生及びその家族を対象に教育相談を実施。  
◎安城市総合福祉センター  
赤松町大北78-1 ☎77-7889  
「心配ごと相談」身近な悩みごとや困りごとの相談。  
「子ども生活相談」子供の生活全般・子育ての相談。  
◎ひだまり(ぶなの木福祉会)  
朝日町22-3 ☎91-0239  
精神に障がいのある方の相談と支援。  
月曜日~土曜日。無料。  
◎衣浦東部保健所  
刈谷市大手町1丁目12 ☎21-19337  
うつ、ひきこもりなどに関する相談等を受け付ける愛知県機関。

スマートフォン等の利用について

近年、小中学生の間でスマートフォン等によるトラブルやいじめが問題になっていきます。SNS等で知り合った人と会ってしまったり、またSNSでのやりとりを気をとられて自分の生活に集中できなくなっている子もいます。各学校でもこの問題に取り組み、平成27年には市内の中学生が、携帯電話やスマートフォン等の使い方方ルール、マナー等についてどうあるべきかを議論し、「安城ケータイ・スマホ宣言」を策定しました。

「安城ケータイ・スマホ宣言」



ケータイ・スマホは、小中学生の契約はできません。そのことをふまえて、保護者とよく相談の上、次のことを守って使うようにします。

- わたしたちは、
- ① 個人情報のをせたり、人を傷つけることばを書き込んだりしません。
    - ・ 個人情報は、名前や住所、年齢、顔写真などを指します。
    - ・ メッセージを無視することや写真をのせることも人を傷つけることがあります。
  - ② 何かをしながら、ケータイ・スマホを使いません。
    - ・ 自転車乗車中や歩行中に使うことは、身の危険につながります。
    - ・ 食事中や会話中に使うことは、相手に対して失礼なことです。
  - ③ 夜9時以降朝6時まで、家族以外との通話やメッセージのやりとりをしません。
    - ・ 習い事の送り迎えなどで、保護者へ連絡をとることはかまいません。
    - ・ 調べ学習などで使うときは、保護者に確認します。
  - ④ 勉強中は、最低限のこしかケータイ・スマホを使いません。
    - ・ 勉強するときは、部屋に持っていくことをやめます。
  - ⑤ 定期的に、大人に相談・報告します。
    - ・ 自分だけで解決しようと、電話をかけたり相手に会ったりすることは危険です。
    - ・ 課金などは、保護者の許可をとってから行います。
    - ・ トラブルにあったときは、一人で抱え込まず、大人に相談します。

平成27年1月20日 安城市ふれあいサミットにて採択

携帯・スマートフォンが急速に普及したことにより、市内中学生の携帯・スマートフォンの所持率は昨年度よりも約10%増加し、75%を上回っています。子どもに携帯・スマートフォンを持たせるかどうかよりも、どのように使わせるのが重要ではないでしょうか。

多機能で便利なスマートフォンですが、使い方を誤ると大変危険なツールになり得ます。特にSNSは、知らない人と簡単に繋がることでできてしまうため注意が必要です。市内でも、個人が特定できる動画をSNS上で公開してしまったり、生徒の写真を他の生徒がSNS上に無断で載せてしまい、友人関係のトラブルに発展するなどの問題が実際に起こっています。



「子どもたちのすこやかな成長をめざして」を開催

「子どもたちのすこやかな成長をめざして」と題し、青少年健全育成推進大会と家庭教育講演会を1月14日に市民会館サルビアホールにて開催しました。

約400人の参加者のもと、健全明朗で他の模範となる優良児童・生徒29人と青少年の健全育成に尽力されている指導育成者

6人が表彰され、杉山春記教育長から賞状と記念品が手渡されました。

家庭教育講演会は、山崎洋実氏をお迎えして「戦わないコミュニケーション」怒りの感情とうまく付き合う」と題し、子どもへの感情に沿った子育て方法についてご講演いただきました。今後も学校や地域の皆さんと連携を深め、次代を担う青少年が健やかに育つよう、皆様のご協力をお願いいたします。



青少年の家体育室 第3日曜日は無料開放

青少年の家では第3日曜日の「家庭の日」に家族で卓球をする場合体育室が無料になります。(ラケット、ボール貸出可) 午前中にニュースポーツ等の指導も行っていますのでご利用ください。